

## 感染拡大防止のための対策とお願い

令和3年4月17日

改正 令和4年3月31日、令和5年2月10日、3月13日  
長野県望月少年自然の家

当施設では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため次のような対策を取らせていただいておりますので、ご利用いただく皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

### 1 ご利用全般について

- ① ご利用予定日前 1 週間の健康チェックを行い、以下に該当する場合及び同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合には、ご利用を控えてください。
  - 37.5 度以上の発熱がある
  - 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさがある
  - 軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある
  - その他体調が優れない
- ② 学校のご利用について
  - 長野県教育委員会が定めた「オミクロン株の特徴を踏まえた学校における感染防止対策の手引き」にご留意ください。
- ③ マスク・手指消毒
  - マスクの着用についてはご利用いただく方の判断に委ねますが、換気がとれない場所や混み合う場面では、着用をお願いします。
  - 各活動前後のアルコール消毒液による手指消毒をお願いします。
- ④ 体育室・研修室のご利用
  - 利用者が密集することを避けるため、身体的距離を保ってください。特に、近距離で組み合ったり接触したりする活動は行わないでください。
  - 研修室の利用は 40 人までとします。
- ⑤ 食事
  - 手洗い・手指の消毒を徹底してください。
  - 食事中、マスクを外しての会話はお控えください。
  - 利用者が並ぶ場合には、間隔をあげ、唾液の飛散防止のため必ずマスクを着用してください。
  - 利用者が一定時間に集中し混雑しないよう時間配分させていただきます。
  - 1 つのテーブルはパーティションで仕切り 4 人までとしておりますが、食堂内に空席がある場合にはできるだけ分散して着席してください。
  - 食事の時間は 1 時間以内とし、飲食を伴う食堂のご利用は、遅くとも午後 9 時までとさせていただきます。

## 2 宿泊について

### ① 宿泊室等のご利用

- 密集を避けるため、宿泊室に余裕があるときは、1室あたりの宿泊者ができるだけ少人数となるよう配室させていただく場合があります。
- 定期的な換気を心掛けてください。

### ② 利用者の健康管理

- 利用者が使用する体温計・マスクをご持参ください。
- 入所時に健康チェックを行うとともに、利用団体の代表者は朝・就寝前の健康状態を確認し、何か異常が認められた場合は直ちに事務室にお知らせください。
- 入所中の検温結果等を健康チェックシートに記入してください。

### ③ 浴室のご利用

- 入浴は、一度に入る人数をできる限り8人以下に制限し30分で交代するなど宿泊者が一定時間に集中し混雑しないよう時間配分させていただきます。
- 「黙浴」の徹底にご協力ください。また、脱衣室においても、マスクを外しての会話はお控えください。

## 3 退所後について

- 退所後5日以内に、利用者の新型コロナウイルスへの感染が確認された場合には、速やかに当施設にお知らせください。

## 4 その他当施設の対応

- ① 玄関及び食堂・研修室・体育館・トイレの各入口に消毒液を設置しています。
- ② 食堂では、座席数を半数程度に減らした上、卓上に1人ずつ正面と側面を仕切ったアクリルパーテーションを設置しています。また、みそ汁・スープ・ご飯コーナーのしゃもじ等は利用団体ごとに交換しています。
- ③ ドアノブ、脱衣ロッカー等不特定多数の方が接触する場所を清拭消毒するとともに、活動時に使用する教材・教具についても可能な範囲で消毒します。
- ④ 宿泊者に新型コロナ感染が疑われる症状が認められたときは、該当者は空いている宿泊室に移動していただきますが、空室がない場合、事務室奥の会議室を使用します。また、感染予防のために必要となる、フェイスシールド、使い捨て手袋及び合羽については、当施設で用意があります。
- ⑤ 職員に、咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底するとともに、上記1①の症状がみられた場合は、必要に応じ仕事を休ませ、医療機関への受信、保健所等への相談を促し、経過を把握します。
- ⑥ 当施設で主催する事業については、感染拡大状況に応じ内容の変更、延期又は中止とすることがあります。また、実施する場合でも、必要に応じ参加者に対し抗原検査又はPCR検査を実施いたします。